

住宅用火災警報器の設置はお早めに！

火災が発生したとき、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳で「パチパチ」という音を感じたり・・・と五感によって気づくことがほとんどだと思います。

しかし、それだけでは就寝中や仕切られた部屋で物事に集中しているときなどには、火災に気づくのが遅れてしまいます。そこで、家庭内での火災発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が住宅用火災警報器です。逃げ遅れを防ぐことを目的として平成16年に消防法が改正され、市においては新築の住宅は平成18年6月1日から適用され、既存の住宅は6月1日から設置が義務づけられます。

住宅火災による死者数を減らす住宅用火災警報器

住宅火災は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴です。特に就寝中だと火災の発生に気づきにくく、逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。また、一般の住宅の天井はあまり高くないため、火災が起きると数分程度で炎が天井まで達してしまい、消火器で消し止めたり、避難したりすることが難しくなります。

平成18年に発生した住宅火災100件あたりの死者発生率は、住宅用火災警報器が設置されていない住宅火災では7.7人で、住宅用火災警報器が設置されている住宅火災では2.4人となっております。住宅用火災警報器が設置されることによりおよそ3分の1に減少していることが分かります。

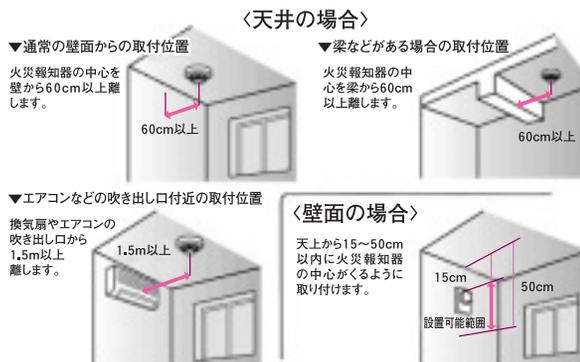
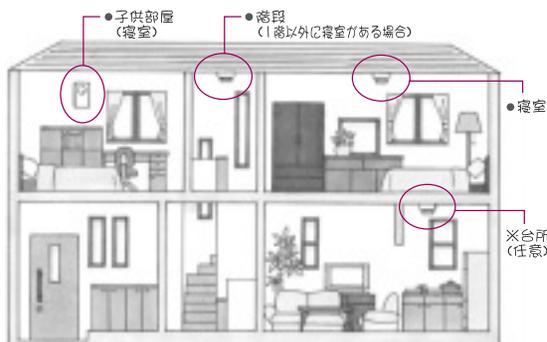
また、アメリカでは1970年代後半、火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、住宅火災警報器の設置が義務化され、その普及率が90%を超えた2002年には、死者数が3,000人とほぼ半減しました。イギリスにおいても同様の結果がみられており、住宅用火災警報器が住宅火災による犠牲者を減らす有効な役割を果たしていることが分かります。



資料提供：消防庁

正しい設置位置で効果を発揮

住宅用火災警報器は、住宅火災の現状や住宅用火災警報器の設置効果などから普段就寝に使う部屋（寝室）に設置することになっています。就寝に使用される子供部屋も含まれます。就寝に使用する部屋が2階以上にある場合には、その階の階段にも設置しなければなりません。



火災の煙は上に昇って天井に広がります。壁際には空気がたまって煙は届きません。煙が床面に下りてくるまでには、時間がかかります。このような煙の性質を理解し、正しい位置に住宅用火災警報器を設置することが大切です。

● 住宅用火災警報器を設置していた家庭における奏功事例 ●

事例1 2階で就寝していた男性が、階段の天井に設置した住宅用火災警報器の鳴動に気づき目を覚ました。ドアを開け階段へ出ると煙が漂っており、さらに1階へ降りると祖母の居室の仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性は台所にあったバケツなどで水道水をかけて消火し、その後自宅から119番通報した。

事例2 女性が鍋に牛乳を入れ、コンロで温めていたことを忘れて出かけたため、鍋の空焚きなり、台所の住宅用火災警報器が作動した。夫が住宅用火災警報器の鳴動に気づき、台所に行きコンロの火を消した。なお、発見が早く火災には至らなかった。

悪質な訪問販売に注意しましょう

住宅用火災警報器などの設置が義務化されることを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加しています。消防職員、市職員などを装い「法律で決まったから設置しないといけない」などと、個人宅を訪問し法外な値段で住宅用火災警報器を設置するといった手口が多いようです。

消防署や自治体の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の斡旋や販売を行うことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

なお、訪問販売によって購入した場合は、クーリング・オフ制度の対象となり、契約日を含む8日間以内は契約の解除ができます。

* 住宅用火災警報器の設置場所・設置位置については、消防本部予防課(☎53-1156)へお問い合わせください。